

令和 4 年 9 月 27 日

休業補償共済制度ご加入の皆様へ

広島県美容業生活衛生同業組合

休業補償共済制度における新型コロナウイルス感染時の請求について

令和 4 年 9 月 26 日より政府の新型コロナ対策の方針が変更され、療養期間の短縮や全数把握が見直されることとなりました。保険会社各社も 9 月 26 日から医療保険の入院給付金について支払い対象者を高齢者など重症化リスクが高い人などに限定するよう見直すことが明らかになりました。

このことについて、本制度は入院のみを補償しているものではないため、加入者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院にかぎらず医師の指示による自宅療養期間も保険金の支払い対象としておりますので、この要件を満たすものであれば対象となります。

請求資料については、医師の診断を受けたものであれば支払い対象ですが、医師の診断によらない市販の検査キットで陽性などは対象外となります。請求に必要な書類は下記をご確認ください。

休業補償共済制度における新型コロナ感染による就業不能の請求書類

請求書に添付する書類
<ul style="list-style-type: none">・病院発行の「診断書」「領収書」「入院診療計画書」「退院証明書」等・医療機関で実施された PCR 検査や抗原検査の結果のわかるもの・My HER-SYS で表示した「療養証明書」
など

※加入者本人が感染した場合が対象であり、濃厚接触者は対象ではありません。

※就業不能期間は、診断日を事故日として、療養したことにより全く仕事ができなかった期間を請求してください。

なお、今後もお取り扱いについては、変更する場合があります。